

くらしの安心情報

情報ファイル NO.226

令和3年5月10日

出会い系サイトを興味本位で利用し、親に内緒で高額な支払いをした。^{だま}騙されたと思うので返金してほしい...

相談内容

【相談者 18歳 男性】

出会い系サイトを興味本位で利用し、女性とのやりとりのために繰り返しポイントを購入し、親に内緒で約20万円の支払いをしました。しかし、いつになっても女性に会えず、^{だま}騙されていたと気づきました。返金して欲しいのですが...

対処方法

20歳前後の若者には、出会い系サイトやアダルト情報サイト、詐欺的な定期購入商法、副業による儲け話などの消費者トラブルが多く見られます。

未成年者には、「未成年者契約取消権（）」がありますが、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳、19歳が未成年者契約取消権を行使できなくなり、トラブルに巻き込まれるおそれがあります。

()未成年者が法定代理人(親など)の同意を得ないで行った契約は取り消すことができます。

ただし、お小遣いによる契約や、「成人している」などと嘘をついてした契約は取り消すことができません。

- ・相談者には、未成年者契約取消しの書面を送付するよう助言しました。
- ・出会い系サイトでは、メール交換やランクアップ等のサービスを利用するたびに、サイト利用料が発生する場合には、特に注意が必要です。
- ・ク・リング・オフや消費者契約法など消費者の味方になるル・ルを身につけましょう。
- ・万一、トラブルにあったら一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890